■議案第４１号　窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第２４４条の２第３項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成３０年３月３１日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定により指定管理者の候補者として「公益財団法人四万十公社」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町香月が丘８番１０２号 窪川四万十会館
指定管理者	四万十町香月が丘８番１０２号 公益財団法人四万十公社
指定期間	平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

窪川四万十会館は、町民の明るく豊かな文化生活に寄与するとともに、文化事業の推進に供することを目的に四万十緑林公園内に設置した施設であり、平成１８年７月１日から現在まで、「公益財団法人四万十公社」（平成２４年１０月１日に公益財団法人に移行）を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

同団体は、地域社会の健全な発展、文化・芸術の振興、町民生活に不可欠な放送・通信等の安定供給を行い、もって町民福祉の増進に寄与することを目的としており、文化事業を円滑に推進するための知識や経験を有する法人です。

これまでの指定期間中においては、基本的な施設の維持管理に加えて、自主事業として「ＮＨＫ公開収録番組ラジオ深夜便のつどい」や「宝くじ文化公演」といった文化事業を計画・実施するなど、町民の文化生活の推進等も積極的に取り組んでいることから、施設の効用を最大限発揮し、管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。